

# 感染症予防計画の改定等と 今後の保健・医療提供体制の 整備に向けて

令和 5 年度 第 4 回山口県感染症対策連携協議会

- 1 感染症予防計画の改定等について
- 2 新たな感染症に備えた本県の  
保健・医療提供体制の整備について
- 3 来年度以降の取組の推進等について

# 1 感染症予防計画の改定等について

## (1) 予防計画改定の概要

**新型コロナウイルス感染症への対応**を踏まえ、将来、起こるであろう新たな感染症のまん延等に確実に対応するため、改正感染症法に基づき、**関係機関との連携による保健・医療提供体制の整備**を内容とした、山口県感染症予防計画の改定を行う。

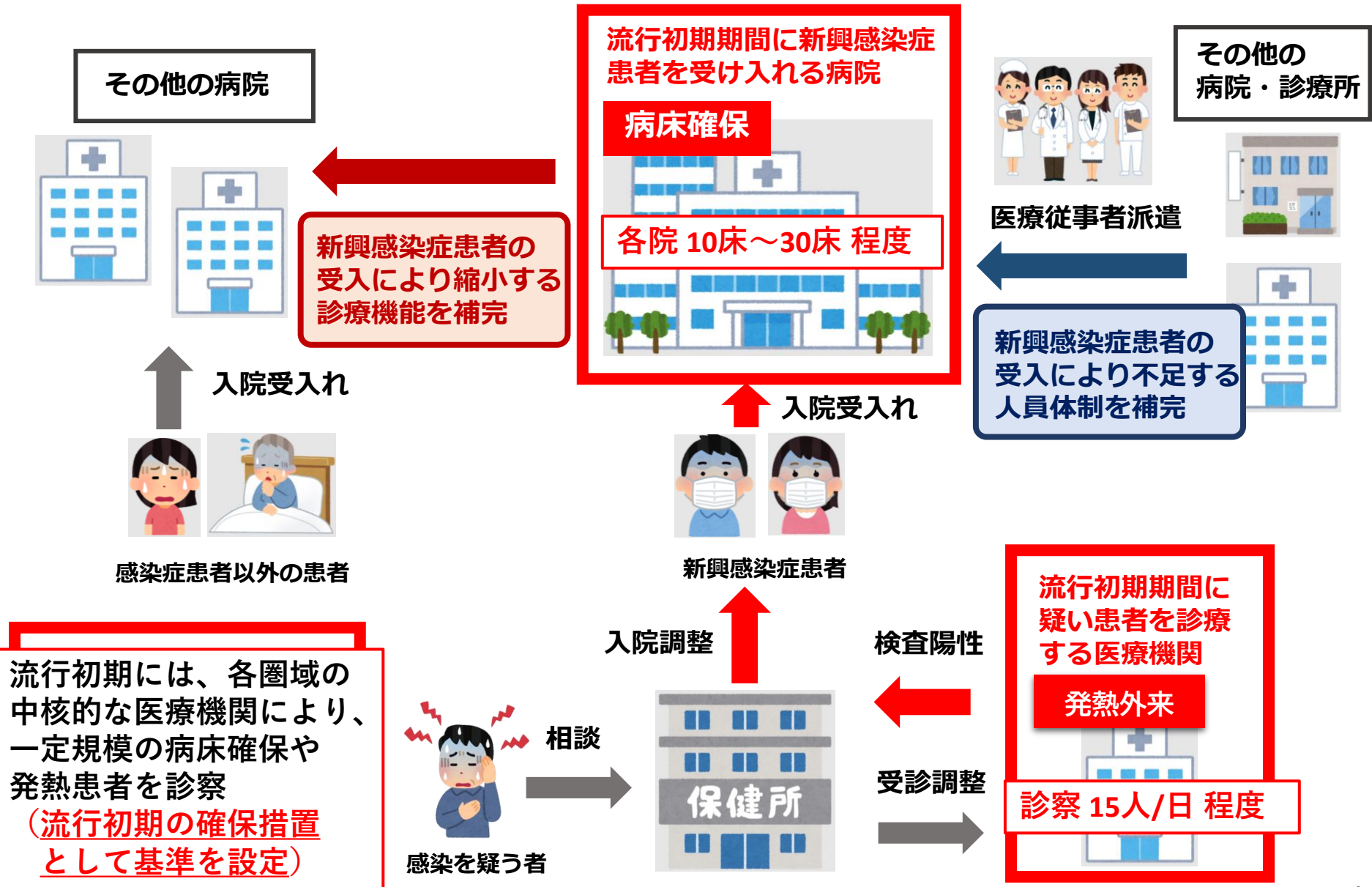
区分	概要
改定趣旨	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>新型コロナ同様の爆発的な感染拡大</b>を前提に、<b>感染初期から迅速に立ち上がり確実に機能</b>する、<b>診療外来や入院病床</b>など保健・医療提供体制の整備（平時から、<b>医療機関等と協定を締結</b>）</li><li>・ 感染急拡大にも対応できる、<b>検査実施体制の抜本的強化</b></li><li>・ 平時からの<b>専門人材の計画的な養成</b> 等</li></ul>
対象感染症	<b>新型インフルエンザ等感染症</b> 、指定感染症、新感染症
計画期間	6年（3年に1回中間見直し）
追記事項	<b>体制整備の目標値（病床・外来・自宅・施設等への医療支援、後方支援、人材派遣等）</b> 、 <b>宿泊療養体制の確保</b> 、 <b>感染患者の移送体制の確保</b> 、 <b>検査の実施体制の向上</b> 、 <b>専門人材の養成・資質向上</b> 等
備考	追記事項等については、本年度策定予定の <b>第8次保健医療計画</b> における <b>新たな事業「感染症医療」</b> へと、内容を反映

## (2) 医療機関との協定締結（新たな感染症に備えた医療提供体制の確保）

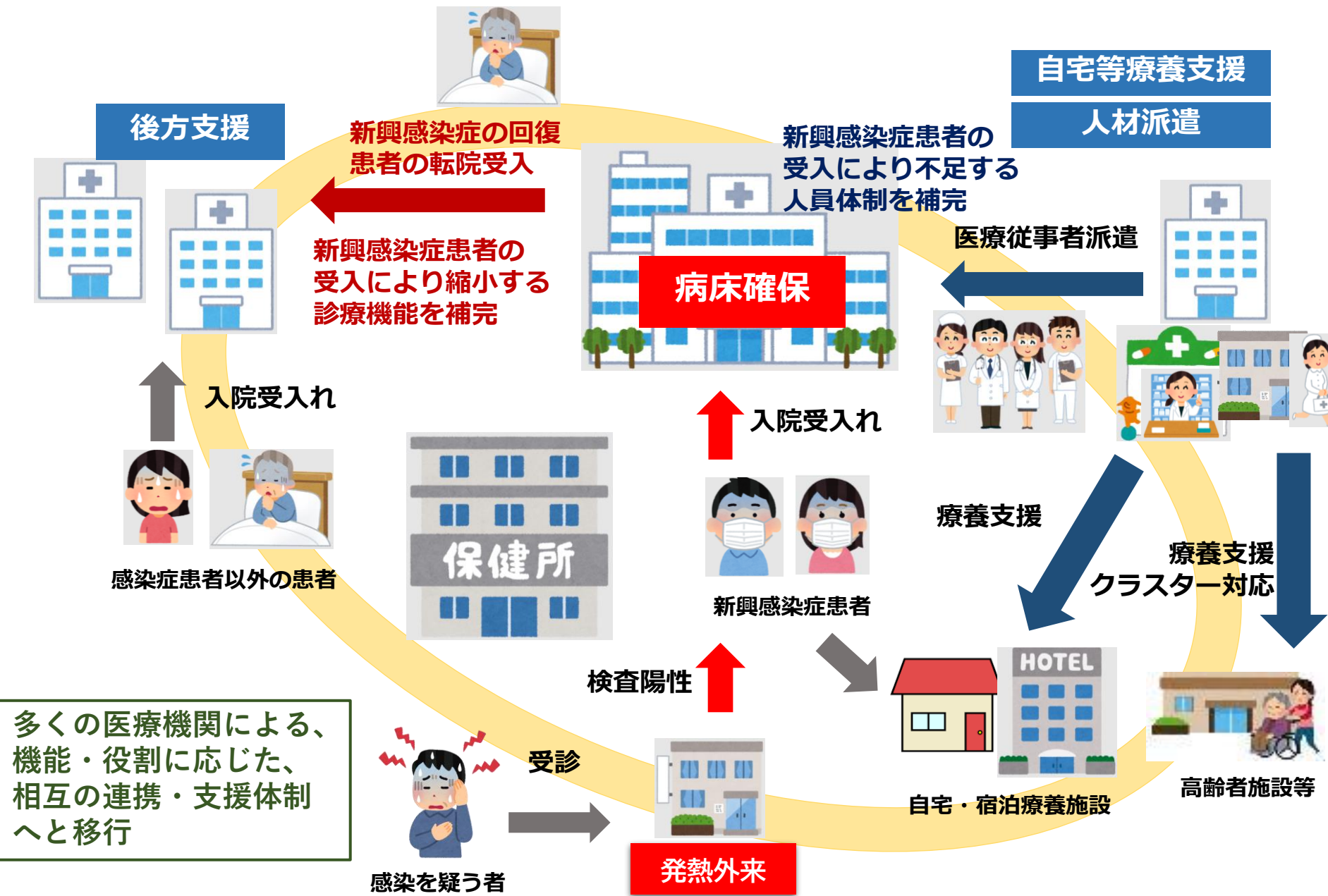
- 各医療機関等の機能・役割に応じて、以下①～⑤の措置を内容とする協定を締結
- 「①病床確保」への対応病院は「第一種協定指定医療機関」として、「②発熱外来」「③自宅療養者等への医療提供」への対応医療機関等は「第二種協定指定医療機関」として、別途、知事により指定

	①病床確保	②発熱外来	③自宅療養者等への医療提供	④後方支援	⑤医療人材派遣
	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供	新興感染症の疑似症患者の診療を実施	居宅又は高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し医療を提供	特に流行初期における感染症患者以外の患者受入、回復患者の転院受入等を実施	新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣
区分	<b>第一種協定指定医療機関</b>	<b>第二種協定指定医療機関</b>		—	—
病院	○	○	○	○	○
診療所		○	○		○
薬局			○		
訪問看護事業所			○		

# ■ 目指すべき相互支援の体制づくり (流行初期：感染症発生～3か月程度)



# ■ 目指すべき相互支援の体制づくり (流行初期以降：感染症発生後6か月程度)



# <参考> 新たな感染症発生時における対応医療機関(時系列)

## 第一種・第二種感染症指定医療機関 (4 医療機関)

国内発生早期の段階までは、現行の感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応

⇒新興感染症についての知見の収集・分析を行うとともに、その後も引き続き対応

協定指定医療機関 (初期流行対応：病床・発熱外来)

協定指定医療機関

- ・国内発生公表後、感染症指定医療機関の実際の対応や国内外の最新の知見等を踏まえ、措置実施に向けた準備に着手 (県より予め、事前通知の発出を想定)
- ・感染症の特性や県内の発生状況、各医療機関における動向等を踏まえ、順次、県より要請を開始 (発生公表から1週間～3か月以内)
- ・県からの正式要請後、1週間以内を目途に、体制を整備

- ・国内発生から一定期間後 (6か月以内)、感染まん延状況等を踏まえ、順次、県より要請を開始 (県より予め、事前通知の発出を想定)
- ・県からの正式要請後、2週間以内を目途に、体制を整備

流行初期対応に係る減収 (診療報酬収入の減収) は財政的支援を実施

新型コロナを踏まえた、最大値 (病床・発熱外来等) を念頭に医療措置協定を締結  
⇒実際の対応の際、事情に応じ柔軟に対応

流行初期期間

海外発生時

国内発生時

発生公表時  
(厚労大臣)

発生公表  
3か月後

発生公表  
6か月後

# 都道府県の「予防計画」の記載事項の充実等

- 平時からの備えを確実に推進するため、**国の基本指針に基づき**、都道府県の「**予防計画**」の記載事項を充実。記載事項を追加するとともに、**病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について数値目標**を明記。  
(新たに保健所設置市・特別区にも予防計画の策定を義務付け。ただし、記載事項は★(義務)と☆(任意)を付した部分に限る。)

現行の予防計画の記載事項	予防計画に追加する記載事項案	体制整備の数値目標の例 (注1)
1 感染症の発生の予防・まん延の防止のための施策★		
2 医療提供体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結医療機関 (入院) の確保病床数</li> <li>・協定締結医療機関 (発熱外来) の医療機関数</li> <li>・協定締結医療機関 (自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等への医療の提供) の医療機関数</li> <li>・協定締結医療機関 (後方支援) の医療機関数</li> <li>・協定締結医療機関 (医療人材) の確保数</li> <li>・協定締結医療機関 (PPE) の備蓄数量</li> </ul>
	① 情報収集、調査研究☆	
	② <b>検査</b> の実施体制・検査能力の向上★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の実施件数 (実施能力) ★</li> <li>・検査設備の整備数★</li> </ul>
	③ 感染症の <b>患者の移送</b> 体制の確保★	
	④ <b>宿泊施設</b> の確保☆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結<b>宿泊療養施設</b>の確保居室数☆</li> </ul>
	⑤ <b>宿泊療養・自宅療養</b> 体制の確保 (医療に関する事項を除く) ★ 注: <b>市町村との情報連携</b> 、 <b>高齢者施設等との連携</b> を含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結医療機関 (<b>自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等への医療の提供</b>) の<b>医療機関数</b> (再掲)</li> </ul>
	⑥ 都道府県知事の指示・総合調整権限の発動要件	
	⑦ <b>人材</b> の養成・資質の向上★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数★</li> </ul>
	⑧ <b>保健所</b> の体制整備★	
3 緊急時の感染症の発生の予防・まん延の防止、医療提供のための施策★	※ 緊急時における検査の実施のための施策を追加。 ★	

国の示す基本指針に沿って、新型コロナでの対応状況を踏まえた、取組項目等を追記

(注1) 予防計画の記載事項として、体制整備のための目標を追加。上記は、想定している数値目標の例。具体的には、国の基本指針等に基づき、各都道府県において設定。対象となる感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症。計画期間は6年。



# 山口県感染症予防計画 改定のポイント①

※現行の県計画に、国の基本指針に示された、所要の体系・取組事項を追記

## 現行計画

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向と役割

第二 感染症の発生予防のための施策に関する事項

第三 感染症のまん延防止のための施策に関する事項

第六 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項

第七 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

## 改定後計画の体系

第一 感染症の予防の推進の基本的な方向と役割

### ○事前対応型行政の構築

- ・連携協議会の設置、平時からPDCAサイクルによる取組の推進

第二 感染症の発生予防のための施策に関する事項

### ○感染症発生動向調査体制の整備

- ・電磁的方法による発生届、情報連携におけるDXの推進

第三 感染症のまん延防止のための施策に関する事項

### ○感染症の情報公表に関する市町との連携・協力

- ・患者情報公表の定義づけ、公表に際した市町との連携

第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

### ○電磁的方法による報告の周知等

第五 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

### ○総合的な検査体制の構築

- ・民間検査機関等との協定による計画的な体制整備

### ○地方衛生研究所の体制強化

- ・計画的な人員の確保や配置、研修や実践的な訓練の実施

【数値目標】 ・検査能力等

# 山口県感染症予防計画 改定のポイント②

## 現行計画

第四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

## 改定後計画の体系

第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- 感染症指定医療機関を中心とした医療体制
- 新興感染症発生・まん延時における医療体制の整備
  - ・医療機関等との医療措置協定等による、平時からの計画的な体制整備

### 【数値目標】

- ・病床 ・発熱外来 ・自宅等療養支援
- ・後方支援 ・人材派遣 ・個人防護具備蓄
- ・入院調整、臨時の医療施設、医療連携
- ・連携協議会を始めとした関係機関連携

【拡充】独立した章立て

第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- 消防機関等の関係機関連携による患者移送の体制

【新規】

第八 宿泊療養施設の確保に関する事項

- 宿泊療養体制の確保

【数値目標】 ・宿泊施設室数

【新規】

第九 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

- 外出自粛者支援の環境整備
  - ・市町・関係機関との連携による支援体制整備

医療提供体制の確保に係る取組内容については、今年度策定予定の第8次保健医療計画（新興感染症医療）へと、内容を反映

# 山口県感染症予防計画 改定のポイント③

## 現行計画

第八 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

## 改定後計画の体系

### 【新規】

#### 第十 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項

##### ○県による総合調整

- ・市町及び医療機関に対し、感染症対策に係る必要な体制整備等の総合調整を実施

#### 第十一 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

##### ○専門人材の養成と資質の向上

- ・県等の感染症対策に携わる職員等の専門性の向上
- ・地域の医療機関等への研修・訓練等への支援
- ・医療従事者等に対する必要な研修や訓練の実施等

【数値目標】 ・医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数

### 【新規】

#### 第十二 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

##### ○健康危機全般に備えた平時からの体制整備

- ・保健所が感染症対策の専門的業務を実施するため、感染拡大時にあっても地域保健対策も継続するため、平時より人員体制や設備等の整備を実施

【数値目標】 ・保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT 要員の確保数

## ➤ 山口県感染症予防計画 改定のポイント④

### 現行計画

第五 緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権の尊重に関する事項

### 改定後計画の体系

第十三 緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

#### ○緊急時の関係機関連携による連絡体制

- ・連携協議会を始めとした関係機関連携の推進

第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権の尊重に関する事項

#### ○県民等への正しい知識・情報の発信と差別等の防止

☞ これらの改定後計画の体系をベースに、計画期間6か年の中期的な視点等から、**具体的な施策展開について、計画本文へと反映**

○ **山口県感染症予防計画（最終案）：資料3**

○ **第8次山口県保健医療計画（最終案：新興感染症医療ほか）：資料5**  
として策定

○ 保健所設置の下関市も県計画と整合を図り、保健所関連業務などについて  
**下関市感染症予防計画（最終案）：資料7** を策定

## 2 新たな感染症に備えた本県の保健・医療提供体制の整備について

### (1) 全体概要

計画記載の感染症対策全般の議論と並行して、新たな感染症に備えた本県の体制整備に向けて、今年度上半期より協議・調整を継続中

- ◆ **医療提供体制**（保健所を中心とした圏域単位での連携体制）  
（病床、発熱外来、自宅・施設等療養支援、後方支援、人材派遣 等）
- ◆ **検査体制**      ◆ **宿泊療養体制**      ◆ **保健所体制**      など

#### R5.6月 第1回県感染症対策連携協議会（6/12）

- ・ 国の基本指針に基づく計画改定の方角性と、新たな感染症に備え必要な保健・医療提供体制の整備について、協議

#### [計画改定による総合的な対策推進]

- 県医療審議会
- 県感染症対策連携協議会
- 各圏域の保健医療対策協議会
- 関係団体 等

相互  
反映

⇒ 対策推進に向けた具体的取組等について意見照会の上、改定計画（素案・最終案）へ反映

#### [新たな感染症に備えた体制整備]

- 圏域・医療種別ごとの説明会
- 協定締結に向けた意向調査
- 個別項目についての関係機関協議
- 関係団体との調整 等

⇒ 関係機関等と調整の上、各項目の体制について、今年度中に一定水準の整備を図る

## (2) 医療提供体制整備に向けた関係機関との協定締結

### ◆ 取組概要

- ・ R5.7月～ 個別医療機関等に対し、協定締結に関する説明会の開催と事前の意向調査（7/24～8/18）を実施
- ・ 9月～ 事前の意向調査の回答状況から、さらなる支援の深掘りと、圏域単位等での連携体制の充実に向けて、協力要請（地域医療対策協議会、関係団体等へ）
- ・ 12月～ 県感染症予防計画（素案）の取りまとめと併せて、関係団体等と調整の上、個別協定締結に向けた説明会を開催し各医療機関等あて、協定書ひな型などを発送



### ○ 順次、協議の整った医療機関等と協定を締結（R6.3月末を目途）

※締結済医療機関の一覧等は、県HPへ掲載・公表

### ○ 来年度以降、県域または各保健所単位で、関係機関連携・役割分担の強化等に向けた取組を推進（定期的な連絡会議、訓練等の実施など）

## ◆ 医療措置協定締結に向けた事前意向調査（R5.7.24～8.18）

【事前意向調査への回答概要】（R5.12月末集計時点）

回答数	病院	診療所	薬局	訪看
	1 2 5 / 1 3 9	5 7 0 / 1, 2 3 8	3 5 7 / 7 8 5	9 5 / 1 6 3

区 分	流行初期（公表後～3か月程度）		流行初期以降
	うち初期流行確保措置基準を満たす		
病床	2 4 6 床	4 1 0 床	6 2 7 床
発熱外来	1 2 1 機関	4 6 2 機関	5 3 3 機関
後方支援	7 2 機関（回復後患者受入）		8 1 機関（回復後患者受入）
人材派遣	医師 3 8 人、看護師 8 6 人		医師 3 9 人、看護師 1 0 5 人

区 分	自宅療養への医療支援			高齢者施設への医療支援		
	病院・診療所	薬局	訪看	病院・診療所	薬局	訪看
療養支援	2 9 8 機関	3 2 4 機関	6 6 機関	2 6 6 機関	3 0 0 機関	4 1 機関

### 【概 要】

- 新興感染症の流行初期に係る初動対応（特に病院における病床確保）については、必要と想定される規模を満たす回答をいただいている状況
- ご回答いただいた医療機関等の大多数が、ご支援に積極的な意向ではあるものの、**新型コロナウイルス対応で確保した最大規模の体制を目指すため、各分野とも更なる拡充が必要**な状況

## ◆ 協定締結に向けたWeb説明会 (R6.1.16～26 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)

### ● 医療措置協定とは

令和4年12月に公布された改正感染症法で新たに規定された制度であり、今般の新型コロナへの対応を踏まえ、将来起こりうる新興感染症の発生及びまん延に備えるため、平時から、県と医療機関等の間で、有事における入院病床の確保や発熱外来の実施等に関する協定を予め締結しておく仕組みです。

#### 医療措置協定締結に向けた本県の考え方

新型コロナの幾度にわたる感染拡大は、多くの医療機関、医療関係者、行政等が一丸となって取り組んでいただいたことにより乗り越えることができました。

次の新たな感染症発生時においても、同様に、その危機を乗り越えるためには、県内の全ての医療機関等が、それぞれ力を出し合い、一丸となって、万全の体制を構築することが重要と考えています。

ぜひ協定締結にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



## ● 協定（措置）の対象となる感染症（新興感染症の定義）

感染症法に規定された「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」

**今回は、今般の新型コロナ（COVID-19）並みの新興感染症を前提にして協定の締結を行います。**

なお、今回の協定締結は、新たな感染症危機の際、対応いただける内容を予め取り決める「足掛かり」となるものです。実際には、発生した新興感染症の病原性や感染性などにに基づき、いつ、どの程度の対応が必要かについて改めて検討の上、要請することとします。

※ 今回締結いただく協定内容により、有事における対応実施について、各医療機関を機械的に拘束するものではありません。実際に発生した新興感染症の性状（病原性や感染性）等が事前の想定と大きく異なる場合は、県と医療機関等で改めて協議を行い、協定内容を変更するなど、状況に応じて柔軟に対応することとします。

## ● 平時から協定を締結いただくことのメリットについて

### 👉 診療報酬上の措置等、様々な財政支援

中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けて、協定を締結する医療機関、薬局、訪問看護事業所における感染対策に対する評価が検討されているほか、施設・設備の整備に対する補助など、各種財政支援措置等が検討されています。

### 👉 圏域内外での、有事の相互支援の関係づくり



病床確保や発熱外来の設置に加え、他施設への⑤医療人材派遣に取り組んでいただける医療機関が増えることで、圏域内外での有事における相互支援（助け合い）体制が強くなり、感染症有事の際、自院でのクラスター発生などの危機時に、他院から応援が受けやすくなることが考えられます。

## ● 正当な理由なく協定の措置を講じていない場合の対応について

- 協定を締結した医療機関等が、「正当な理由」なく協定の内容に基づく措置を講じていないと認めるときには、県は当該医療機関等に対して、感染症法等に基づく措置（措置を行うことの「指示（勧告）」⇒「公表」）を行うこととされています。
- ただし、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難と県が判断する場合など、以下の場合には「正当な理由」にあたるものとされています。
  - ・ 医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
  - ・ ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人あたりに必要となる人員が異なる場合
  - ・ 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合
  - ・ その他、都道府県や医療機関からの情報の蓄積により、都度、国から示される「正当な理由」に該当する場合 等

上記の、「指示（勧告）」⇒「公表」の実施は、極端な悪意等による不履行を想定したものであり、今般の新型コロナにおける、各医療機関のご対応状況を踏まえると、こうした罰則等の適用は、該当ないものと考えます。

## ● 平時における準備（研修・訓練等の実施（努力義務））について

- 協定締結医療機関等は、平時において、協定に基づく措置の実施に関わる医療従事者に対し、年1回以上、自医療機関等で実施する研修や訓練、あるいは、県や国をはじめとした外部機関が実施する研修や訓練に参加させるよう努めていただくことが必要です。

# ● 協定締結までの流れ（個別協議の進め方）の全体像

令和5年7月～ 事前意向調査の実施

令和6年1月～

事前意向調査で協定締結可能と  
のご意向をいただいた医療機関等

協定締結に向けた協議として、

- ① 事前意向調査の回答をもとに県で作成させて  
いただいた協定書（案）
- ② 協定締結にあたっての事前確認書  
を順次郵送させていただきます。

協定書（案）及び事前確認書の内容をご確認いた  
だき、協定の締結についてご検討ください。

協定書（案）の修正を希望される場合は、適宜修正  
いただき、事前確認書と合わせて県あてにご提出  
（返送）ください。（※修正なしの場合もご返送ください）

協定締結が可能と回答  
いただいた医療機関

- 事前意向調査で協定締結不可の回答  
をいただいた医療機関等
- 事前意向調査でご回答をいただけな  
かった医療機関等

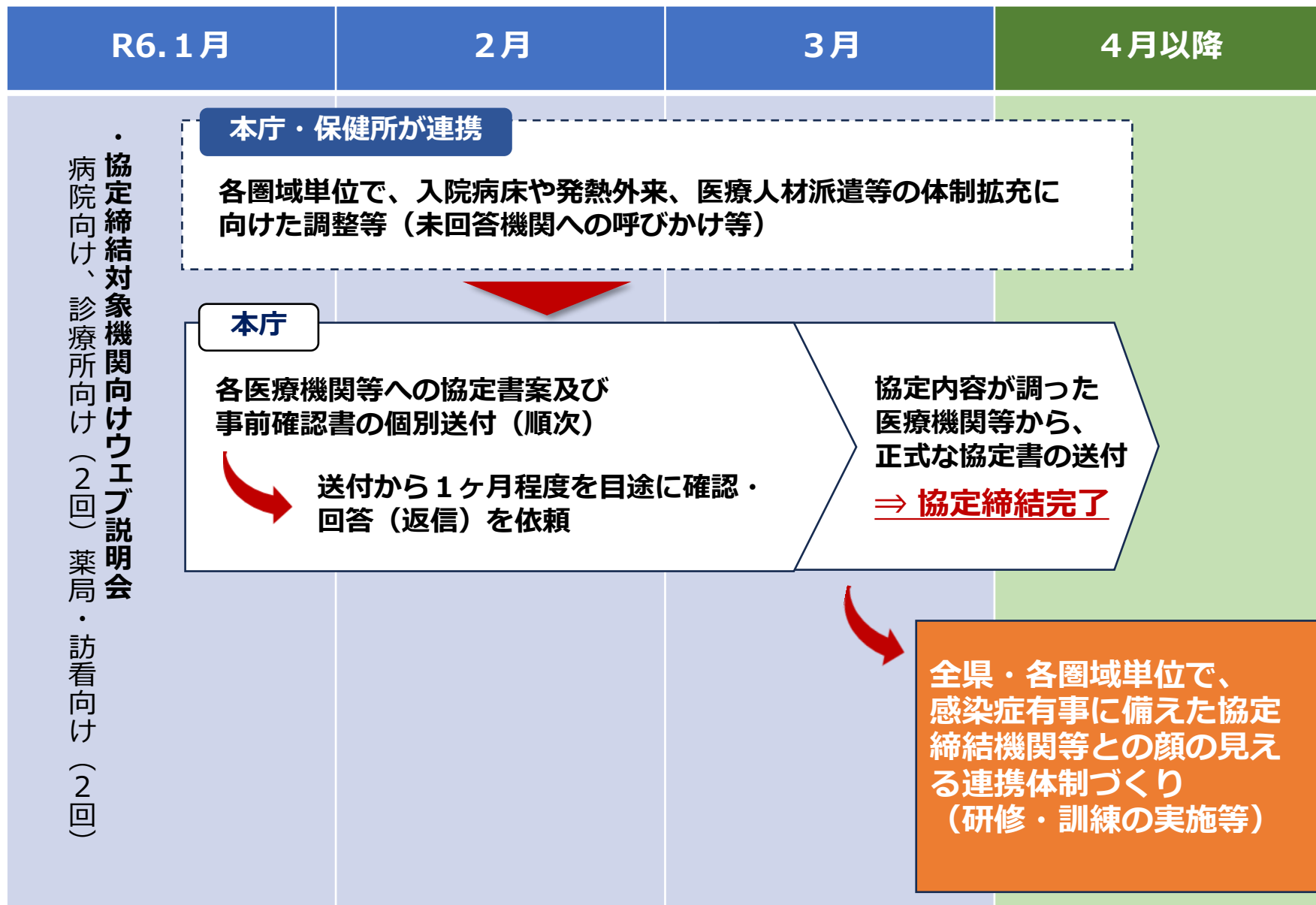
引き続き、意向調査用Webフォームは入力可能  
ですので、協定締結については是非前向きなご検  
討をお願いします。

※既にご回答（入力）いただいた医療機関等に  
おかれても、再度ご入力（回答内容の変更）  
は可能です。

事前確認書をご提出（協定締結に同意）いた  
だいた医療機関等から順次、正式な協定書を郵送  
させていただきます、締結完了となります。

※事情変更等あった際は、適宜ご連絡いただき、  
協定内容の変更等を実施させていただきます。

# 医療措置協定の締結に向けたスケジュール



・協定締結対象機関向けウェブ説明会  
病院向け、診療所向け（2回）  
薬局・訪看向け（2回）

### (3) その他の体制整備状況

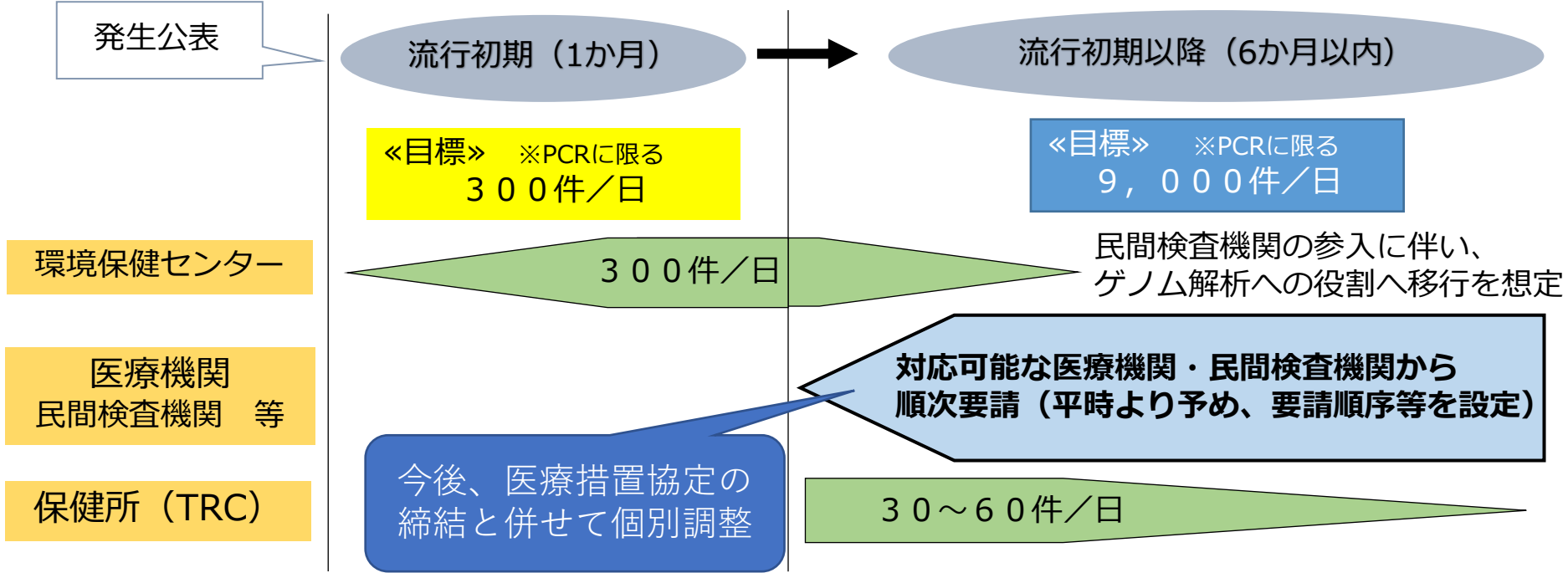
#### ◆ 感染流行段階に応じた検査体制の整備

**流行初期の体制整備** ・環境保健センターにおける体制整備（検査機器整備、資機材備蓄等）

#### **流行初期以降の体制整備**

・医療機関、民間検査機関との個別協議、検査措置協定締結 ⇒ 予め要請順序等を整理

#### 【検査体制のイメージ】



#### 【数値目標】 県環境保健センターにおける検査能力等

- ・流行初期期間(発生公表後1か月以内に立ち上げ) 300件/日
- ・流行初期期間経過後(発生公表後から6か月程度以内(目途)) 200件/日

年次計画的な機器整備等を実施

⇒ 感染症予防計画とも整合を図り、地方衛生研究所（環境保健センター）における「健康危機対処計画」として、今年度中に取りまとめ

# ◆ 入院医療を補完する宿泊療養体制の整備

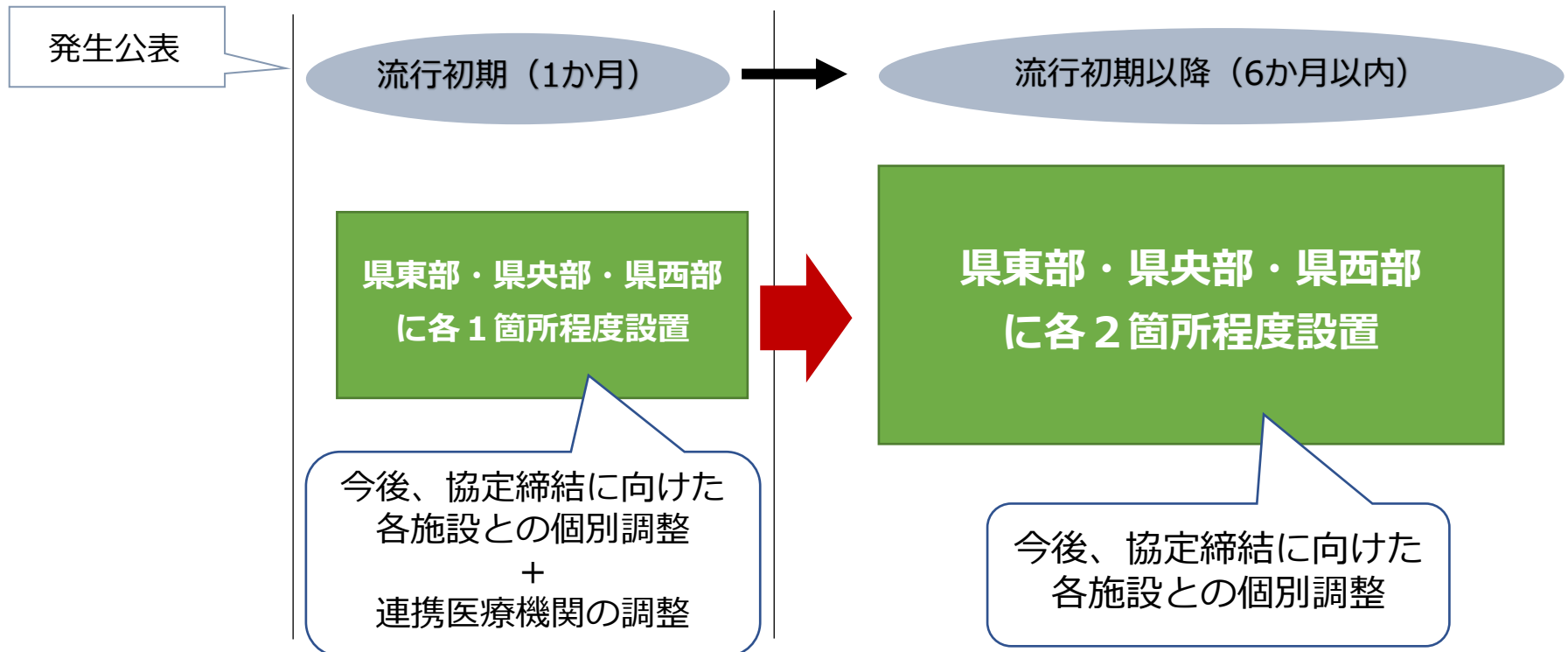
## 流行初期の体制整備

- ・ 民間宿泊業者との個別調整・協定締結（県東部、県央部、県西部に各 1 箇所程度）
- ・ 各施設における医療支援体制（連携医療機関）の調整

## 流行初期以降の体制整備

- ・ 民間宿泊業者との個別調整・協定締結（上記以外に 3 箇所程度）

## 【宿泊療養体制のイメージ】



## ◆ 入院医療を補完する宿泊療養体制の整備

- ・ 新型コロナ対応実績のある、県内6箇所の宿泊施設に対し、協定締結を打診し、全ての施設に協力の意向をいただいている（うち4施設については、流行初期（発生公表から1ヶ月以内）の対応についても、協力意向有り）
- ・ また、各地域において、相当数の医療機関に、宿泊療養者への医療提供が可能との意向をいただいている。

区分	最大室数	事業者意向		備考 (宿泊療養者への医療提供が可能と意向を示す医療機関：保健所圏域別)
		協定締結	初期対応	
県東部A	239	可	条件付で可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岩国 13機関</li> <li>・ 柳井 7機関</li> <li>・ 周南 17機関</li> <li>・ 山口 19機関</li> <li>・ 防府 13機関</li> <li>・ 宇部 22機関</li> <li>・ 下関 20機関</li> <li>・ 長門 4機関</li> <li>・ 萩 6機関</li> </ul> 全県計： 121機関
県東部B	50	可	条件付で可	
県中部C	141	可	条件付で可	
県中部D	221	可	確認中	
県西部E	238	協力意向有り	不可	
県西部F	84	可	協力意向有り	
計	973室	 ※施設運営時には、スタッフ用控室などのゾーニングを実施し、最大感染患者受入830室を確保		

⇒ 今後、各民間宿泊業者及び医療機関との協定締結を進めるとともに、感染症健康危機発生時には、各協定締結医療機関の連携による医療支援体制を構築



## ◆ 地域の対策拠点となる保健所体制の強化

新たな感染症の発生・まん延等における健康危機に対処するため、各保健所単位で

### ○ 平時における準備

### ○ 感染発生・まん延時の感染状況に応じた取組、体制

- ・ 組織・業務体制の確保
- ・ 関係機関等との連携
- ・ 情報管理・リスクコミュニケーション等 について、継続検討中

### 【感染症による健康危機発生時の保健所業務体制】

新たな感染症の発生初期（1か月後）、オミクロン株（第6波）同様の感染拡大を前提に、対応すべき業務内容の均一化等を図り、保健所への応援人員の派遣や、IHEATの確保などによる、業務継続体制を構築

#### 【数値目標】 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数（保健所専従人員+外部応援人員）

保健所	最大確保数/日	保健所	最大確保数/日
岩国環境保健所	56人	宇部環境保健所	103人
柳井環境保健所	32人	下関市立下関保健所	115人
周南環境保健所	102人	長門環境保健所	16人
山口環境保健所	83人	萩環境保健所	23人
防府保健所	49人	県内計	579人

※上記人員体制の確保に向け、IHEAT要員（110人）の確保・養成へも取り組む

⇒ 感染症予防計画とも整合を図り、各保健所における「健康危機対処計画」として今年度中に取りまとめ

### 3 来年度以降の取組の推進等について

令和6年度以降は、改正感染症法や県感染症予防計画の趣旨に沿って、

- 新たな感染症の発生初期における、迅速な初動対応の確保
- 感染症危機等に備えた、平時からの対応力の充実・強化
- 社会情勢や県民の行動規範の変化などに対応した、感染症対策全般についての取組の深化

などについて、計画的・体系的な企画立案と施策展開を目指す

#### <施策展開の方向性>

##### ➤ 新たな感染症の発生初期における、迅速な初動対応の確保

##### ○ 新たな感染症発生初期の、迅速な初動対応体制の確保

- ・ 流行初期に対応する医療機関への減収補填に向けた仕組みづくり  
[協定に基づく病床確保・発熱外来設置]
- ・ 地域の関係機関連携による平時からの実践型訓練の実施 など

## <施策展開の方向性>

### ➤ 感染症危機等に備えた、平時からの対応力の充実・強化

#### ○ 地方衛生研究所(環境保健センター)の計画的な検査分析能力の強化

- ・ 感染症有事の初動対応に必要な検査能力確保 (機器整備等)  
[新たな感染症発生～1か月以内の検査能力 300件/日]
- ・ 病原体検査情報の管理・集約機能の充実
- ・ 感染症流行状況の解析と迅速な情報発信 など

#### ○ 感染症対策など地域の中核的機関である保健所体制・機能の強化

- ・ 感染症危機時に、保健所の業務支援を行うIHEATや外部応援人員の確保・養成 [新たな感染症発生時のIHAET要員の確保 110人]
- ・ 感染症発生初期対応に必要な衛生資機材の確保・更新
- ・ 地域の関係機関連携の「顔の見える連携体制」づくり
- ・ 感染症を始めとした健康危機全般に対する対応力の強化 など

#### ○ 感染症に対応する医療機関の計画的な機能強化

- ・ 県立総合医療センターの拠点機能の強化と専門人材の確保・育成
- ・ 感染症指定医療機関の運営支援と計画的な機能強化
- ・ 協定締結医療機関に対する支援 (施設・設備整備) など

## <施策展開の方向性>

### ➤ 感染症危機等に備えた、平時からの対応力の充実・強化

- 感染症対応を専門的に行う、人材の計画的な確保養成・資質の向上
  - ・ 国立感染症研究所などの専門的研修への計画的派遣
  - ・ 専門的研修などで養成した人材を中心とした各種施策の効果的推進
  - ・ 医療や行政等の各職種を対象とした県内研修会の定期的開催 など

### ➤ 社会情勢や行動規範の変化に対応した、感染症対策全般についての取組の深化

- 感染症発生動向の調査・分析と必要な対策の充実
  - ・ 動物由来感染症や性感染症、薬剤耐性菌への対応など、社会・環境等の変化を反映した各種対策の充実
- 予防接種のさらなる促進
  - ・ 小児等の指定年齢ワクチンやHPVワクチンなど、予防接種の促進に向けた対策の充実
- その他感染症全般についての正しい知識の普及や啓発 など

## <今後のスケジュール(予定)>

～令和6年1月 **各圏域における保健医療対策協議会、Web説明会等**  
・新たな感染症に備えた保健医療提供体制の整備に向けた医療措置協定の締結等について

### 2月 **第4回県感染症対策連携協議会**

- ・計画最終案について
- ・保健医療提供体制の整備について
- ・来年度以降の施策展開について

### **第2回県医療審議会**

- ・計画最終案について（体制整備の目標値等）

### 3月 **県議会環境福祉委員会**

- ・計画最終案について 等

### **計画改定、公表**

### 令和6年度上半期 **第1回県感染症対策連携協議会**

- ◆ **新たな感染症に備えた保健・医療提供体制の整備について**
  - ・関係医療機関等との協定締結や連携体制づくりの状況
- ◆ **国における法改正等を踏まえた対応について**
  - ・新型インフルエンザ政府行動計画の見直しに伴う対応 など

# 謝 辞

- 新型コロナへの対応では、感染拡大の波が何度も押し寄せる中、市町や医療・福祉などの関係団体のご協力の下、次々と変異を繰り返すウイルスの特性に応じた、必要な対策を機動的に実施してまいりました。
- こうした新型コロナ対応の経験を踏まえ、次の新たな感染症の発生や、感染症対策全般に対する取組の充実を目指し、今年度、山口県感染症予防計画の大幅な改定を行い、併せて、同計画に基づく保健・医療提供体制の整備を図ることとし、現在までに一定の目途を立てることができました。
- 本協議会委員の皆様方におかれましては、新型コロナ対応を始めとした県の取組に対し、ひとかならぬご尽力をいただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、引き続き、県の感染症対策の充実に向けて、ご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。